

環境適発第 2506303 号
令和 7 年 6 月 30 日

各都道府県知事・各政令市
浄化槽行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長
（公 印 省 略）

浄化槽法の施行に伴う個人情報の保護に関する法律に係る解釈について（通知）

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号。以下「施行規則」という。）に定められる浄化槽の保守点検、清掃、設置後等の水質検査及び定期検査（以下「法定検査」という。）が適正に実施されることは、浄化槽の適正な維持管理を担保する上で極めて重要であり、「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について」（令和 5 年 5 月 25 日環境適発第 2305255 号）において、都道府県知事による浄化槽管理者に対する指導の強化が急務であることを改めて通知したところである。

浄化槽の維持管理徹底に向けた指導を的確かつ円滑に行うためには、浄化槽台帳に精密な情報を効果的・効率的に収集・記録し、維持管理の実施状況等を正確に把握することが必要である。そのためには、浄化槽法第 54 条に定められる協議会等を活用し、行政への届出情報等に留まらず、指定検査機関・関係事業者等と連携して、関係者が一体となった維持管理情報の収集・共有のための取組が求められる。

このような取組を進めるに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「個人情報保護法施行令」という。）等に基づき、個人情報を含む維持管理情報等を適切に取り扱う必要があることから、下記のとおり通知するので、これらの事項に十分留意の上、その運用に遺憾なきを期するとともに、貴管下市町村、関連事業者等に対しては貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であり、関係省庁とも確認済みであることを申し添える。

記

1 都道府県又は市町村が行う個人情報の利用・提供について

(1) 都道府県又は市町村から外部に利用目的のための情報提供を行う場合

都道府県又は市町村は個人情報保護法上、「行政機関等」(個人情報保護法第2条第11項第2号)に該当し、行政機関等は法令に基づく場合の他、利用目的のために保有個人情報(同法第60条第1項)を自ら利用し、又は提供することが可能である(同法第69条第1項、「個人情報の保護に関する法律についてのQ & A (行政機関等編)」A3-3-2)。

行政機関等は、個人情報保護法第61条第1項に基づき、法令で当該行政機関等が行うことができるとされている具体的な所掌事務又は業務の遂行に必要な限度でのみ、個人情報を保有することができる。また、以上に加えて、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない。

利用目的をできるだけ具体的かつ個別的に特定した上で、同法第62条に基づき本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときは、本人に対してあらかじめ利用目的を明示しなければならない。また同法第82条第1項に基づく開示請求に当たっては開示請求者に対して開示する保有個人情報の利用目的を通知しなければならないことから、特定した利用目的を内部的に整理したものを文書化した上で、本人が利用目的を認識することができるよう、申請書等の様式にあらかじめ記載しておく等の方法の他、窓口における掲示や口頭等、適切な方法により明示することが必要となる(「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)4-1、4-2-2)。

浄化槽法第12条及び第12条の2に基づき、都道府県が浄化槽の維持管理に関する指導助言等を行うに当たって必要な情報を市町村が都道府県へ提供する、又は保健所設置市、事務・権限移譲された市町村が指導助言等を行うに当たって必要な情報を都道府県が当該市町村へ提供する等の法令に定められる事務又は業務を遂行するために必要となる個人情報の提供は、当該個人情報を保有するに当たり、この利用目的として特定可能なものである。

浄化槽法第49条第1項の規定に基づき、都道府県が台帳作成を行うに当たって必要な情報を市町村が都道府県へ提供する、又は保健所設置市、事務・権限移譲された市町村が台帳作成を行うに当たって必要な情報を都道府県が提供する等の法令に定められる事務又は業務を遂行するために必要となる個人情報を提供する場合も同様である。

なお、浄化槽法第49条第1項に基づく浄化槽台帳の作成を浄化槽法施行規則第57条の2第3項により指定検査機関その他の者に委託する等、都道府県又は市町村が、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託することに伴い保有個人

情報を提供する場合についても、同様である。

その上で、利用目的として外部に定期的な情報提供を行うこととしている場合にあっては、個人情報保護法第 75 条第 1 項及び個人情報保護法施行令第 21 条各項に基づき作成する個人情報ファイル簿において、その提供先を記載しなければならない、作成した個人情報ファイル簿は当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならないことに留意すること。

また、現状の利用目的の範囲に保有個人情報の外部への提供が含まれていない場合において、今後新たに保有個人情報の外部への提供を行おうとする場合は、行政機関等は個人情報保護法第 61 条第 3 項に基づき利用目的の変更を適切に行わなければならない。加えて、個人情報保護法施行令第 21 条第 3 項に基づき、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

なお、個人情報保護法上、行政機関等が利用目的を変更するに当たって本人に改めて個別に通知することは要さない。

（２）都道府県又は市町村の内部において保有個人情報を利用する場合

個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号では、行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、相当の理由があるときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用できると定められている。

行政機関等が、浄化槽法第 12 条及び第 12 条の 2 に基づく浄化槽の維持管理に関する指導助言等や浄化槽法第 49 条第 1 項の規定に基づく浄化槽台帳の作成等の法令に定められた事務又は業務を遂行するためには、浄化槽の使用実態を把握する必要があり、浄化槽の維持管理情報、下水道台帳情報、し尿収集履歴や空き家等の使用実態に関する個人情報等から追跡しなければ遂行できない。そのため、これらの情報を必要な範囲で内部利用する場合は「相当の理由があるとき」に該当すると考えられ、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号に基づき利用目的以外の目的のための保有個人情報の内部利用が認められるものである。

（３）都道府県又は市町村が他の地方公共団体に対して情報提供を行う場合

個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号では、行政機関等が他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるときは、本人又は第三者の権利利益を不

当に侵害するおそれがあると認められる場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができると定められている。

この場合における「事務又は業務」及び「相当な理由があるとき」についての考え方は個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号と同様とされていることから（「事務対応ガイド」4-5-2（3））、浄化槽法第 12 条及び第 12 条の 2 に基づく浄化槽の維持管理に関する指導助言等や浄化槽法第 49 条第 1 項の規定に基づく浄化槽台帳の作成等の法令に定められた事務又は業務を遂行するため、都道府県が届出情報を市町村に提供する場合や、市町村が浄化槽の維持管理に関する情報、下水道台帳情報、し尿収集履歴、空き家情報等の使用実態に関する情報等を必要な範囲で都道府県に提供する等の場合については、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号に基づき、利用目的以外の目的のために保有個人情報の提供が認められるものである。

（４）都道府県又は市町村が法定協議会等に情報提供を行う場合

浄化槽法第 54 条第 1 項に規定する協議会については、協議会そのものを個人情報の取扱主体と捉えるのではなく、協議会の構成団体等それぞれを個人情報の取扱主体と捉え、個人情報保護法第 4 章（民間規律）、同法第 5 章（公的規律）どちらが適用されるかを判断した上で、個人情報保護法上の整理を行う必要がある。そのため、協議会の業務に関して取り扱われる個人情報については、各行政機関等や指定検査機関、関係団体等がそれぞれ適用される個人情報保護法の規定を遵守する必要がある。

行政機関等が他の機関、団体等に対して情報提供を行うに当たっては、上記（１）から（３）までを踏まえ、適切に対応すること。

なお、（２）及び（３）の個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号及び 3 号の規定は臨時的な利用及び提供に関する規定であり、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を特定しておくべきである。

２ 指定検査機関、浄化槽関係業者等が行う情報提供について

（１）個人情報取扱事業者が行政機関等に情報提供を行う場合

指定検査機関、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者等は個人情報データベース等（個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報保護法第 16 条第 1 項に規定するもの。以下同じ。）を事業の用に供している者であり、同法上、「個人情報取扱事業者」（同法第 16 条第 2 項）に該当する。

当該個人情報取扱事業者が、行政機関等より浄化槽法第 49 条第 2 項に基づき情報提供を求められた場合には、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当するものとして、あらかじめ本人の同意を得ない

で個人データ（個人情報保護法第 16 条第 3 項）を行政機関等に提供することが可能である。

なお、個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供したときは個人情報保護法第 29 条第 1 項により記録を作成しなければならないが、当該個人データの提供が同法第 27 条第 1 項各号に該当する場合には、この限りでない（個人情報保護法第 29 条第 1 項ただし書、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」2-1）。

（２）個人情報取扱事業者が他の事業者に個人データの取扱いの委託を行う場合

個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合（個人情報保護法第 27 条第 5 項第 1 号）には、当該委託先は第三者に該当しないとされ、この場合にあっては、あらかじめ本人の同意を得る必要はなく、また、同法第 29 条第 1 項及び第 30 条第 1 項による確認・記録義務は適用されない（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」2-1-2）。

3 保有個人情報又は個人データの安全管理のための措置

（１）都道府県又は市町村における措置

個人情報保護法第 66 条第 1 項に基づき、行政機関等は保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

また、同項の規定は、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合にあっては、個人情報保護法第 66 条第 2 項に基づき、当該業務について委託を受けた者にも準用される。

個人情報の取扱いの委託に当たっては、個人情報の範囲は当該業務の内容に照らして必要最小限でなければならず、委託先について個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように必要な措置を講ずるとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督の一環として、法に従った個人情報の適切な取扱いが確保されるように、委託先に対して必要な助言や指導を行うこと。

（「個人情報保護法ガイドライン（行政機関編）」5-3-1、「事務対応ガイド」4-3、4-8-9）。

（２）個人情報取扱事業者における措置

個人情報保護法第 23 条に基づき、個人情報取扱事業者はその取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データを提供する場合、同法第 25 条に基づき、個人情報取扱事業者は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないことに留意すること（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」3-4-4、3-6-3）。